

# 上郷住宅取壊し工事（第2工区）

## 図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	縮 尺
00	表紙 図面目録	
T-A	取壊し工事特記仕様書 1	
T-B	取壊し工事特記仕様書 2	
T-C	取壊し工事特記仕様書 3	
01	付近見取図 全体配置図（取壊し前）	1/400
02	撤去配置図	1/200
03	樹木撤去配置図	1/200
04	3・5号棟 概要 仕上表 平面図	1/100
05	3・5号棟 立面図	1/100
06	杭撤去図	1/200
07	既設自転車置場詳細図	1/50
08	既設ポンプ室・受水槽詳細図・既設工作物詳細図	1/50, 1/30
09	現況配置図（仮設物撤去図）	1/200
10	取壊し仮設図	1/200
11	配置図（整地完了）	1/200
12	取壊し工事詳細図	1/30, 1/20, 1/10, 1/7
13	電気設備撤去工事	1/300
14	給水設備撤去配置図	1/200
15	排水設備撤去配置図	1/200
16	ガス設備撤去配置図（1）	1/200
17	ガス設備撤去配置図（2）	1/200

愛知県建築局公共建築部公営住宅課

工事（積算）番号 H31Q12J00290

課長	主幹	課長補佐	主査	担当

項 目	特 記 事 項
<p>【取壊し工事】</p> <p>&lt;一般事項&gt;</p> <p>1.1.1 適用範囲</p> <p>1.1.3 官公署等への届出手続等</p> <p>1.1.4 工事実績情報の登録</p> <p>1.1.8 疑義に対する協議等</p> <p>&lt;工事関係図書&gt;</p> <p>1.2.1 実施工程表</p> <p>1.2.2 施工計画書</p> <p>1.2.3 工事の記録</p> <p>&lt;工事現場管理&gt;</p> <p>1.3.1 施工管理</p> <p>1.3.3 電気保安技術者</p> <p>1.3.5 施工条件</p> <p>1.3.6 施工中の安全確保</p> <p>1.3.10 発生材の処理</p> <p>引渡し等</p> <p>&lt;施工調査&gt;</p> <p>1.4.2 施工数量調査</p> <p>&lt;工事検査及び技術検査&gt;</p> <p>1.6.1 工事検査</p>	<p>■1章 一般共通事項■</p> <p>1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。</p> <p>1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書</p> <p>3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書（平成24年版）</p> <p>4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品質管理要領</p> <p>2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。◎印のない場合は、※印のついたものを適用する。</p> <p>◎印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。</p> <p>3. 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。</p> <p>* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。</p> <p>* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。</p> <p>* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局設計変更事務取扱要領」(平成31年4月1日改正)に定めるところによる。 (http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-sukaku/gi_jyutsu/ki_jyun.html)</p> <p>* 概成工期： ・有( 年 月 日) ※ 無</p> <p>* つり足場を使用するすべての工事において、つり足場の組立・解体作業中の墜落・転落による労働災害防止の方法等の記入及び愛知労働局労働基準部安全課長事務連絡(平成22年7月6日)の注意事項をふまえた施工計画書を作成し、監督職員に提出する。(平成22年7月23日付22建企第332号建設企画課長通知)</p> <p>A. 本工事は電子納品の対象工事とする。</p> <p>B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(http://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。</p> <p>C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。</p> <p>D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報の閲覧機器を準備する。</p> <p>E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。</p> <p>F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。</p> <p>1) 着工前：工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。</p> <p>2) 工事中：①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。</p> <p>記載事項：件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日</p> <p>②監督職員の指示により、適宜提出する。</p> <p>※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。</p> <p>※ デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」により行うことができる。</p> <p>3) 完成時：工事着工前に撮影した地点と同一地点から、敷地全景を撮影し、着工前写真と共に提出する。</p> <p>* 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(平成28年12月19日付け国土建第352号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知)によるものとする。</p> <p>* 電気保安技術者： ・適用する ※適用しない</p> <p>* 施工時間 時間制限： ・無 ※有( )</p> <p>* 工事車両の駐車場所 場所制限： ※有(駐車場所： ※敷地内 ( )) ・無</p> <p>* 資機材置場所 置場制限： ※有(置き場所： ※敷地内 ( )) ・無</p> <p>* その他： ( )</p> <p>* アスベスト除去工事の有無にかかわらず、6.1.3に記載の粉じん濃度測定を行う。</p> <p>* 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。</p> <p>* 作業開始前、終了後の現場内外の点検を必ず毎日行うこと。</p> <p>* 工事施工にあたっては、騒音、埃、運搬等により付近住民に迷惑を及ぼさないよう、対策を十分講ずること。</p> <p>* 工事用車両の現場進入経路は、近隣の状況を把握し、迷惑をかけないよう配慮すること。</p> <p>* 発注者に引渡しを要するもの：PCBを使用している機器材料</p> <p>特別管理産業廃棄物： ・有(処理方法： ) ※ 無</p> <p>現場において再利用を図るもの：</p> <p>* 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。</p> <p>* 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。</p> <p>* 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。</p> <p>* 調査： ※行わない ・行う(・調査範囲( ) 調査方法( ) ・図示による)</p> <p>* 工事完了前に、整地後地盤高(5m間隔で測定)及び地下埋設物、管閉塞位置等を記入した敷地完成図面を、A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。</p> <p>* 完成図のCADデータ</p> <p>※提出する(・愛知県電子納品運用ガイドライン(案)に基づく ※監督職員との協議による) ・提出しない</p> <p>■その他■</p> <p>* 本工事による動力用水等の手続き及び費用はすべて受注者負担とする。</p> <p>* 本工事により道路を破損した場合は原型復旧し、維持管理等の一切の費用は受注者負担とする。</p> <p>* 電気、給水及びガス等設備の切断復旧は、本工事とする。</p> <p>* 管類の閉塞位置を杭等で表示すること。</p> <p>* 「愛知県環境物品等調達方針」(http://www.pref.aichi.jp/kankyokatsudo/000009402.htmlを参照)</p>

項 目	特 記 事 項										
<p>東洋ゴム化工品㈱及びニッタ加工品㈱で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合</p>	<p>別記2(24)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。</p> <p>* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。</p> <p>* 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験(常態試験)</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外觀、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。</p>	試験名	計測項目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外觀、寸法、性能
試験名	計測項目										
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び										
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)										
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み										
製品検査	外觀、寸法、性能										
常備図書	* 工事現場には次の図書を常備する。 建築物解体工事共通仕様書〔平成24年版〕(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)										
建設業退職金共済制度	* 本工事に關わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。										
施工体系図の掲示	* 下請契約を締結する場合には、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。										
各種調査への協力	* 本工事が、公共事業労務調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力を行うこと。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力を行うこと。 * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。										
特定住宅瑕疵担保責任	* 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない										
工程表・工事費内訳明細書	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工事費内訳明細書及び工程表は、発注者から請求があった時に提出すること。										
騒音・振動対策	* 解体作業は、原則として破砕工法とし、騒音、振動等に十分に配慮すること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。										
排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用： ※有り ・なし (対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW)) (対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値))										
貨物自動車等の車種規制	* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 (http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/)										
特定特殊自動車の燃料	* 工事場所在「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 * 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。										
工事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。										
施工体制	* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。 * 建設業法第24条の7第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)										
現場代理人 事故報告	* 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。 * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。										
石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業	* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講ずること。										
	<table border="1"> <tr> <td>一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627</td> <td>上郷住宅取壊し工事(第2工区)</td> <td rowspan="2">図面番号 No. T-A</td> </tr> <tr> <td>一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広品 印</td> <td>取壊し工事特記仕様書 1 縮尺</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計 H28年3月</td> <td>愛知県建設局公共建築部公営住宅課</td> </tr> </table>	一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627	上郷住宅取壊し工事(第2工区)	図面番号 No. T-A	一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広品 印	取壊し工事特記仕様書 1 縮尺	検 図	製 図	設 計 H28年3月	愛知県建設局公共建築部公営住宅課	
一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627	上郷住宅取壊し工事(第2工区)	図面番号 No. T-A									
一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広品 印	取壊し工事特記仕様書 1 縮尺										
検 図	製 図	設 計 H28年3月	愛知県建設局公共建築部公営住宅課								

項 目	特 記 事 項				
<p>契約後VE</p> <p>再生資源の利用の指定</p> <p>＜騒音等の養生その他＞</p> <p>2.2.1 騒音・粉じん等の対策</p> <p>2.2.2 足場その他</p> <p>＜仮設物＞</p> <p>2.3.1 監督職員事務所、受注者事務所等</p> <p>建設現場標識の設置</p>	<p>* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式（以下「契約後VE」という。）の（※対象工事（契約金額が250万円未満の場合を除く。）・対象外工事）とする。</p> <p>* 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設部契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。「愛知県建設部契約後VE実施要領」は、建設企画課HP（下記URL参照）に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/dobokugijyutsu-jiltushiyouryou.html</p> <p>* VE提案の範囲</p> <p>※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。〔工事全体をVE提案の対象とする場合〕</p> <p>・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。〔工事目的物をVE提案の対象としない場合〕</p> <p>・（ ）〔その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する〕</p> <p>* VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。</p> <p>* リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。</p> <p>* 愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。</p> <p>* 工事完了時にあいくる材の使用実績を、リサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」により電子データで監督職員に提出する。</p> <p>* 以下の資料は次のHPから入手することができます。 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html、 COBRIS http://www.recycle.jacic.or.jp/index.html 愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/site/aicle、 再資源化等報告書 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kentiku-tebiki300401.pdf、 その他提出書類の様式等 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/youshikisyuu.html</p> <p>■2章 仮設工事■</p> <p>* 騒音・粉じん等の対策方法：図面による 工事中は、粉じん等の飛散を防止するため十分な散水を行うこと。</p> <p>* 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲、高さ等：※図面による ・（ ）</p> <p>* 解体養生は、監督職員が飛散防止に必要と認めた箇所ができたときは受注者の責任で速やかに対処処置する。</p> <p>* 定置する足場、栈橋、リフト等の設置： ・建築工事 ※本工事 ・別契約工事 足場：（幅：○0.6 ・0.9 ・1.2 m）手すり先行工法</p> <p>* 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドラインについて」（平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長基発第0424002号）に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行う。</p> <p>* 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971（屋根工事用足場及び施工方法）に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。</p> <p>* 工事施工にあたり、安全確保のため仮囲いを設置し、周辺住民通行人に迷惑のかからないよう万全を期す。なお、出入口の位置等は仮設計画書を作成し、監督職員の承諾を得る。 仮囲いの構造：○成型鋼板（高さ：3.0m） ※解体養生シート（高さ：※3.6 ・5.4 m） 仮囲いの位置：図面による</p> <p>* 仮囲いは第三者の出入りができないようにし、作業終了時は閉鎖すること。</p> <p>* 工事中道路、工用水、排水及び特殊仮設：</p> <p>* 監督職員事務所： ・設ける ※設けない 規模： ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 m<sup>2</sup>程度 標準仕上げ 設備、備品等 監督職員事務所の標準備品：机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、安全帯、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 監督職員事務所の選択備品： ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機</p> <p>* 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。</p> <p>* 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。</p> <p>* 建築物等の解体作業時における石綿ばく露防止対策等の掲示： ※実施する ・実施しない 実施する場合は、厚生労働省愛知労働局ホームページ（http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/asbestos01/asbestos05.html）等にて確認の上、掲示する。</p> <p>* 建設現場標識： ※設ける ・設けない ・他工事と共同設置</p> <p>《建設現場標識（例）》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>工 事 名 ○○住宅取壊し工事</b></p> <p style="text-align: center;">工 期 ○○年○○月○○日まで</p> <p style="text-align: center;">発 注 者 愛知県建築局公共建築部公営住宅課</p> <p style="text-align: center;">工事監理者 ○○建築設計事務所</p> <p style="text-align: center;">工事施工者 ○○建設株式会社</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">1,000T</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding-top: 10px;">1,200以上</td> <td></td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;"><b>工 事 名 ○○住宅取壊し工事</b></p> <p style="text-align: center;">工 期 ○○年○○月○○日まで</p> <p style="text-align: center;">発 注 者 愛知県建築局公共建築部公営住宅課</p> <p style="text-align: center;">工事監理者 ○○建築設計事務所</p> <p style="text-align: center;">工事施工者 ○○建設株式会社</p>	1,000T	1,200以上	
<p style="text-align: center;"><b>工 事 名 ○○住宅取壊し工事</b></p> <p style="text-align: center;">工 期 ○○年○○月○○日まで</p> <p style="text-align: center;">発 注 者 愛知県建築局公共建築部公営住宅課</p> <p style="text-align: center;">工事監理者 ○○建築設計事務所</p> <p style="text-align: center;">工事施工者 ○○建設株式会社</p>	1,000T				
1,200以上					
<p>＜事前措置＞</p> <p>3.2.1 事前措置</p> <p>＜基礎及び杭＞</p> <p>3.9.2 杭</p> <p>＜構内舗装等＞</p> <p>3.10.1 構内舗装等</p>	<p>■3章 解体施工■</p> <p>* 槽内の汚水、汚物の事前措置：※3.2.1(8)による ・（ ） ・図面による</p> <p>* 杭の撤去： ・撤去（解体）する（工法：※引抜き工法 ・破砕する） ※残置する（位置は図面による） → 引抜き工法により解体する場合、引抜きできない杭が発生したときは、監督職員と協議する。</p> <p>* 引き抜いた杭の処理：※分別解体する ・（ ）</p> <p>* 既存樹木：※伐採、抜根 ・移植（移植するもの、移植先： ） ・図面による</p>				

項 目	特 記 事 項																																			
<p>＜地下埋設物及び埋設配管＞</p> <p>3.11.1 地下埋設物及び埋設配管</p> <p>＜解体後の整地＞</p> <p>3.12.1 埋戻し、盛土及びび整地</p> <p>＜一般事項＞</p> <p>4.1.4 建設廃棄物の処理計画</p> <p>＜建設廃棄物の運搬及び処分委託等＞</p> <p>4.3.1 運搬及び処分の委託</p> <p>＜再資源化等及び最終処分＞</p> <p>4.4.1 再資源化等</p> <p>特定建設資材の再資源化等</p>	<p>* 地下埋設物等： ※図示のものを撤去する ・残置する（位置、種別等は図面による） → 図面以外の埋設物、埋設配管等の存在を確認した場合は、監督職員と協議する。</p> <p>* 埋戻し、盛土： ・山砂の類 ・根切り土の中の良質土 ・他現場の建設発生土の中の良質土 ・再生コンクリート砂</p> <p>■4章 建設廃棄物の処理■</p> <p>* 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。</p> <p>* 産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）集計表を作成し、監督員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳（tまたはm）、マニフェスト返却日又は運搬・処分・最終処分終了日が記載され、受注者の社印を押したものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。</p> <p>* 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・（ ） また、鉄骨・建具・ダクト・配管・機器等の金属類については、積極的に再資源化を図ること。</p> <p>* (1)蛍光灯及びHIDランプ： ・再資源化する ※再資源化しない (2)硬質ポリ塩化ビニル管及び継手： ・再資源化する ※再資源化しない (3)ガラス： ・再資源化する ※再資源化しない</p> <p>* 木材を指定建設資材廃棄物として縮減： ※しない（再資源化施設へ搬出） ・する</p> <p>* 建設廃棄物を再資源化し、現場で利用： ・する （ ） ・○ない</p> <p>* 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1または3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも、変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等、再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 （注）別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。（別表2 建築物に係る新築工事等（新築・増築・模様替）は省略）</p>																																			
<p>別表1 建築物に係る解体工事</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工程 及 毎 び の 解 体 作 業 方 内 法 容</th> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th colspan="2">分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>建築設備、内装材等</td> <td>○有 ・無</td> <td>・手作業</td> <td>○手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>屋根ふき材</td> <td>○有 ・無</td> <td>・手作業</td> <td>○手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>外装材、上部構造部材</td> <td>○有 ・無</td> <td>・手作業</td> <td>○手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>基礎、基礎ぐい</td> <td>○有 ・無</td> <td>・手作業</td> <td>○手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>その他（外構）</td> <td>○有 ・無</td> <td>・手作業</td> <td>○手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程 及 毎 び の 解 体 作 業 方 内 法 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法		○	建築設備、内装材等	○有 ・無	・手作業	○手作業と機械作業の併用	○	屋根ふき材	○有 ・無	・手作業	○手作業と機械作業の併用	○	外装材、上部構造部材	○有 ・無	・手作業	○手作業と機械作業の併用	○	基礎、基礎ぐい	○有 ・無	・手作業	○手作業と機械作業の併用	○	その他（外構）	○有 ・無	・手作業	○手作業と機械作業の併用						
工程 及 毎 び の 解 体 作 業 方 内 法 容		工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																
	○	建築設備、内装材等	○有 ・無	・手作業	○手作業と機械作業の併用																															
○	屋根ふき材	○有 ・無	・手作業	○手作業と機械作業の併用																																
○	外装材、上部構造部材	○有 ・無	・手作業	○手作業と機械作業の併用																																
○	基礎、基礎ぐい	○有 ・無	・手作業	○手作業と機械作業の併用																																
○	その他（外構）	○有 ・無	・手作業	○手作業と機械作業の併用																																
<p>別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工程 及 毎 び の 解 体 作 業 方 内 法 容</th> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th colspan="2">分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・仮設</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・土工</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・基礎</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・本体工事</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・本体付属品</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・その他（ ）</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程 及 毎 び の 解 体 作 業 方 内 法 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法			・仮設	・有 ・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用		・土工	・有 ・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用		・基礎	・有 ・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用		・本体工事	・有 ・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用		・本体付属品	・有 ・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用		・その他（ ）	・有 ・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	
工程 及 毎 び の 解 体 作 業 方 内 法 容		工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																
		・仮設	・有 ・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																															
	・土工	・有 ・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																
	・基礎	・有 ・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																
	・本体工事	・有 ・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																
	・本体付属品	・有 ・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																
	・その他（ ）	・有 ・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																
<p>別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○コンクリート</td> <td>有限会社大心実業</td> <td>豊田市泉町神高406番5</td> </tr> <tr> <td>○鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td>同 上</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>○アスファルト・コンクリート</td> <td>同 上</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>○木材</td> <td>フルハンEPO株式会社</td> <td>豊田市衣ヶ原四丁目5番8</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	○コンクリート	有限会社大心実業	豊田市泉町神高406番5	○鉄及びコンクリートから成る建設資材	同 上	同 上	○アスファルト・コンクリート	同 上	同 上	○木材	フルハンEPO株式会社	豊田市衣ヶ原四丁目5番8																					
廃棄物の種類	施設の名称	所在地																																		
○コンクリート	有限会社大心実業	豊田市泉町神高406番5																																		
○鉄及びコンクリートから成る建設資材	同 上	同 上																																		
○アスファルト・コンクリート	同 上	同 上																																		
○木材	フルハンEPO株式会社	豊田市衣ヶ原四丁目5番8																																		
<p>建設副産物</p>	<p>* 解体材、発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」その他関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。）に基づき、適正に処理する。</p> <p>1. 事前に建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」と言う。）に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書（①、②）を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書（実施書）（CREDAS様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（CREDAS様式2）</p> <p>2. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。</p>																																			
<p>4.4.2 産業廃棄物広域認定制度</p> <p>4.4.3 再資源化完了報告書等</p> <p>4.4.4 最終処分</p>	<p>* 産業廃棄物の広域的処理に係る特例による建設廃棄物の処理： ・する ※しない</p> <p>* 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。</p> <p>* 最終処分する建設廃棄物： 最終処分場：</p>																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;"> <p>一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center;"> <p>上郷住宅取壊し工事（第2工区）</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center;"> <p>図面番号 縮尺 No. T-B</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広品 印</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>取壊し工事特記仕様書2</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>検 図</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>製 図</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>設 計 H28年3月</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> <p>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</p> </td> </tr> </table>	<p>一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627</p>	<p>上郷住宅取壊し工事（第2工区）</p>	<p>図面番号 縮尺 No. T-B</p>	<p>一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広品 印</p>	<p>取壊し工事特記仕様書2</p>		<p>検 図</p>	<p>製 図</p>	<p>設 計 H28年3月</p>	<p>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</p>																									
<p>一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627</p>	<p>上郷住宅取壊し工事（第2工区）</p>	<p>図面番号 縮尺 No. T-B</p>																																		
<p>一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広品 印</p>	<p>取壊し工事特記仕様書2</p>																																			
<p>検 図</p>	<p>製 図</p>	<p>設 計 H28年3月</p>																																		
<p>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</p>																																				

項目	特記事項																						
<処理に注意を要する建設廃棄物> 4.5.1 処理に注意を要する建設廃棄物	《注意》これは設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、上記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処分に先立ち、処分場等の受入の可否を確認すること。 * 処理に注意を要する建設廃棄物の処理：※図面による ・ ( ) * ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理：・製造業者に回収を委託 ・管理型最終処分場で埋立処分 * 4.5.1(c) (1)、(2)以外のせっこうボードの処理：※4.5.1(3) (i)による ・4.5.1(3) (ii)による ■5章 特別管理産業廃棄物の処理■																						
<一般事項> 5.1.2 施工調査	* 特別管理産業廃棄物の搬出時には、監督職員の立会いを受ける。 * 特別管理産業廃棄物の分析調査：・行う ・行わない																						
<特別管理産業廃棄物の処分等> 5.4.1 特別管理産業廃棄物の処分	* 種類： 処分：																						
5.4.3 PCBを含む機器類	* 撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 * 微量PCBの分析調査：・行う ※行わない																						
5.4.4 PCB含有シーリング材	* 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（チオコール）系コーキング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のもは対象外） 塩化ゴム系塗料のうち、昭和41年～昭和49年までに建設又は塗装された施設等（鋼製タンク（石油貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク）） 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。																						
5.4.5 廃油	* 廃油の処分：※焼却処分または中間処理施設で再生処理 ・ ( )																						
5.4.6 廃酸・廃アルカリ	* 廃酸・廃アルカリの処分：※中和処理、焼却処分または中間処理施設で再生処理 ・ ( )																						
5.4.7 ダイオキシシン類	* サンプリング調査：・行う ※行わない * 廃棄物の焼却施設 解体方法：※図面による ・ ( ) 処分方法：※図面による ・ ( ) ■6章 アスベスト含有建材の除去及び処理■																						
<一般事項> 6.1.1 適用範囲	* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 建築設備に使用されているアスベスト含有材の処理：																						
6.1.2 施工調査	* アスベスト含有分析調査：・行わない ・行う ( )																						
6.1.3 アスベスト粉じん濃度測定	* アスベスト除去工事の有無にかかわらず、粉じん濃度測定を行う。濃度測定の方法は下記による。 吹付けアスベスト除去工事がある場合 ※別途指定（図示）による ・表1による アスベスト含有建材の処理を行う場合 ・別途指定（図示）による ※表1による アスベスト含有成形板の処理のみの場合、またはアスベスト含有建材の処理がない場合 ※表1のうち①及び④を実施 ・ ( ) * 測定方法は「JIS K3850-1空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法とし、測定機関は都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 * 測定結果は速やかに監督職員に報告する。作業中の濃度測定において、測定値が10f/Lを超えた場合は作業を中止して、その発生源を特定して必要な粉じん飛散防止措置を講じた後、監督職員の承諾を得て作業を再開することができる。工事を再開した場合は、再度測定を行い、速やかに監督職員に報告する。 * 【表 1】																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定点数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理作業前</td> <td>① 施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>注1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">処理作業中</td> <td>② セキュリティゾーン入口</td> <td>1点</td> <td>空気の流れを確認注1)</td> </tr> <tr> <td>③ 集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）</td> <td>1点</td> <td>集じん・排気装置の性能確認注1)</td> </tr> <tr> <td>④ 施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>注1)</td> </tr> <tr> <td>処理作業後 隔離シート撤去前</td> <td>⑤ 処理作業室（隔離された区域）内</td> <td>2点 注2)</td> <td>注3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 速報値で10 f /L以上検出された場合は、直ちに作業を中止し、その原因を確認すること。 (注)2 各施工箇所ごとの室面積が10㎡以下は1点、50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。300㎡を超えるものは、300㎡ごとに1測定点を追加する。 (注)3 粉じん測定は、粉じん飛散抑制剤を散布した翌日とし、速報値で10f/L以下であることを確認した後、シートの撤去を行うこと。 * 石綿則第6条による隔離措置と「同等以上の効果を有する措置」により除去等作業を行う場合、上表のうち、①及び④を実施する。 * 粉じん濃度測定結果報告書の提出部数：※2部 ・ ( 部)</p>	測定時期	測定場所	測定点数	備考	処理作業前	① 施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)	処理作業中	② セキュリティゾーン入口	1点	空気の流れを確認注1)	③ 集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	1点	集じん・排気装置の性能確認注1)	④ 施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)	処理作業後 隔離シート撤去前	⑤ 処理作業室（隔離された区域）内	2点 注2)	注3)
測定時期	測定場所	測定点数	備考																				
処理作業前	① 施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)																				
処理作業中	② セキュリティゾーン入口	1点	空気の流れを確認注1)																				
	③ 集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	1点	集じん・排気装置の性能確認注1)																				
	④ 施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)																				
処理作業後 隔離シート撤去前	⑤ 処理作業室（隔離された区域）内	2点 注2)	注3)																				
<除去工事共通事項> 6.2.2 石綿作業主任者	* 石綿作業主任者技能講習修了者または平成18年3月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から石綿作業主任者を選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行うこと。																						
6.2.6 保護具等	* 監督職員及び検査員等の保護具、保護衣、作業衣等は受注者が無償で提供すること。																						
6.2.7 保護衣、作業衣 <アスベスト含有吹付け材の除去> 6.3.2 工法	* 除去工法：※6.3.2(a)(1)～(4)による ・ ( ) * 除去したアスベスト含有吹付け材等の飛散防止措置：※湿潤化 ・固定化																						
6.3.3 除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等 <アスベスト含有保温材等の除去> 6.4.3 工法	* アスベスト含有吹付け材の処分：⑥ 6.3.3(d)(1)による ⑦ 6.3.3(d)(2)による																						
6.4.4 除去したアスベスト等の	* 除去したアスベスト含有保温材等の飛散防止措置： ※湿潤化 ・固定化 * アスベスト含有保温材等の処分： ・6.3.3(d)(1)による ・6.3.3(d)(2)による																						

項目	特記事項	
保管、運搬、処分等 <アスベスト含有成形板の除去> 6.5.3 除去したアスベストの保管、運搬、処分等	* アスベスト含有成形板の処分： ・6.5.3(d)(2)(i)による ・6.5.3(d)(2)(ii)による ■7章 特殊な建設副産物の処理■	
<一般事項> 7.1.3 施工調査	* 分析調査：・行う ・行わない	
<特殊な建設副産物の回収及び処分> 7.3.1 特殊な建設副産物の回収及び処分	* 種類、回収及び処分：・図面による ・ ( )	
7.3.2 特定物質	* 撤去時のフロン取扱いは「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(平成27年4月1日施行)に基づいて行うこと。 ■その他■ 1) 杭引き抜きや構造物基礎などの解体、撤去後の処理について：図面による 解体、撤去の完了時に、監督職員の立会い、確認を受けること。 2) 災害及び公害の防止：次の届出を受注者にて行う 特定施設の設置の届出（騒音規制法第6条、振動規制法第6条）、 騒音発生施設又は振動発生施設の設置の届出（愛知県公害防止条例第20条第2項）、 特定建設作業の実施の届出（騒音規制法第14条、振動規制法第14条） 3) 解体後の整地工事完了時の掘削等による確認： ※適用する（確認方法等：図面又は監督職員の指示による） ・適用しない 4) ・石綿含有建築用仕上塗材の除去等作業における大気汚染防止法令上の取扱い等については、平成29年5月31日 基安化発0531第1号「石綿含有建築用仕上塗材の除去等作業における大気汚染防止法令上の取扱い等について」によること。 ・石綿含有仕上塗材の除去作業等における石綿飛散防止対策については、平成29年5月30日環水大発第1705301号「石綿含有仕上塗材の除去作業等における石綿飛散防止対策について」によること。 ・既存仕上塗材層の処理方法に関する事項は、「建築物の改修・解体時における石綿含有建築物仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針（国立研究開発法人 建築研究所）」によること。 * 水道メーター、ガス、電気メーターについては、工事着手前に監督職員の指示を受ける。	
■周辺家屋調査特記仕様書		
1. 目的 工事施工場所の周辺家屋物件に対して、本工事による騒音・振動等により影響を与えたかどうかを確認する為の資料を得るために、家屋物件の状況を把握する。		
2. 手段 取壊し工事開始前及び完了後に、近隣建物及び工作物の現状を調査し記録する。		
3. 調査場所 図示の家屋物件について事業損失防止調査を行うこと。		
4. 内容 事業損失防止調査は下記を適用する。 愛知県建設部 用地調査及び物件調査委託関係仕様書第13章事業損失防止調査 第120～123条及び別記14		
5. 調査方法 調査前に「調査実施計画書」を提出し、監督員の承諾を得ること。 原則、目視による。必要に応じて手の届く範囲を打検・接触により行う。 ひび割れについては、クラックスケールを用いて幅及び長さ、深さの測定を行う。浮きについては、ハンマーを用いて打診検査を行う。		
6. 写真撮影 各部位の調査に当たっては、計測箇所等を写真撮影するものとする。 ただし、写真撮影が困難な場所又はスグチによることが適当と認められる箇所についてはスグチによることができる。		
7. 報告書 調査区域位置図、調査区域平面図、建物等一覧表（住所、所有者構造等）、建物等調査書（立面図、展開図等）を作成し劣化位置等の記入）、写真、その他を監督員に3部提出すること。		
8. 工事期間中に第3者に損害を与えた場合は請負者の責任において補修等を行うこと。		
9. 第3者に対する賠償責任保険に加入すること。		
一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627	上郷住宅取壊し工事（第2工区）	図面番号
一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広品 印	取壊し工事特記仕様書3	縮尺 No. T-C
検図	製図	設計 H28年3月
愛知県建築局公共建築部公営住宅課		

